

29 日獣発第 22 号
平成 29 年 4 月 14 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症予防に係る注意喚起について

このことについて、平成 29 年 4 月 10 日付け 29 生畜第 50 号をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長及び食肉鶏卵課長の連名により別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、今般、東京都足立区で乳児に対し離乳食としてジュースに蜂蜜を混ぜて与えたことを原因とする乳児ボツリヌス症による死亡事案の発生に伴い、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課から各都道府県衛生担当部局等に対し、「蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症による死亡事案について」（平成 29 年 4 月 7 日付け事務連絡）をもって、改めて 1 歳未満の乳児に蜂蜜を与えないよう関係事業者及び消費者に対する注意喚起が周知されたので、本会構成獣医師等が養蜂家に対する衛生・飼養管理の指導の際に、当該事務連絡を参考に、1 歳未満の乳児に蜂蜜を与えないよう、製品への表示などによる消費者への注意喚起の指導が依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

29 生 畜 第 5 0 号
平成29年 4 月10日

公益社団法人日本獣医師会
会 長 藏内 勇夫 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
食肉鶏卵課長

蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症予防に係る注意喚起について

今般、東京都足立区において、乳児に対し離乳食としてジュースに蜂蜜を混ぜて与えたことによる乳児ボツリヌス症による死亡事案が発生したことに伴い、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課から各都道府県衛生担当部局等に、別紙の「蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症による死亡事案について」（平成29年4月7日付け事務連絡）により、改めて1歳未満の乳児に蜂蜜を与えないよう関係事業者及び消費者に対し注意喚起を行うよう周知がなされたところです。

つきましては、貴会におかれましても、養蜂家に対する衛生・飼養管理の指導の際に、当該事務連絡を参考に、1歳未満の乳児に蜂蜜を与えないよう、製品への表示などにより消費者に対して注意喚起するよう指導していただきたく、傘下会員に対しての周知方よろしく申し上げます。

(別紙)

事 務 連 絡

平成 29 年 4 月 7 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課

蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症による死亡事案について

乳児ボツリヌス症の予防対策については、昭和62年10月20日付け健医感第71号、衛食第170号、衛乳第53号、児母衛第29号「乳児ボツリヌス症の予防対策について」により通知しているところです。

今般、別添のとおり、東京都足立区において、乳児に対し離乳食としてジュースに蜂蜜を混ぜて与えたことによる乳児ボツリヌス症による死亡事案が発生したことから、情報提供するとともに、改めて1歳未満の乳児に蜂蜜を与えないよう関係事業者及び消費者に対し注意喚起を行うようお願いいたします。

なお、本事案については、製品に1歳未満の乳児に与えない旨の表示がなされていたことを申し添えます。

別添：東京都報道発表資料

(参考)

昭和62年10月20日付け健医感第71号、衛食第170号、衛乳第53号、児母衛第29号「乳児ボツリヌス症の予防対策について」

http://www.whoarei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%93%fb%8e%99%83%7b%83%63%83%8a%83%6b%83%58&EFSNO=2910&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=11

母子手帳 任意様式

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/n2016_10.pdf

食中毒の発生について

～ 1 歳未満の乳児にはちみつを与えないでください。～

都内において、はちみつの摂取が原因と推定される乳児ボツリヌス症による死亡事例がありました。

乳児ボツリヌス症は 1 歳未満の乳児に特有の疾病で、経口的に摂取されたボツリヌス菌の芽胞※が腸管内で発芽・増殖し、その際に産生される毒素により発症します。

乳児ボツリヌス症の予防のため、1 歳未満の乳児に、はちみつを与えるのは避けてください。

※ 芽胞とは

ボツリヌス菌などの特定の菌は、増殖に適さない環境下において、芽胞を形成します。芽胞は、加熱や乾燥に対し、高い抵抗性を持ちます。

芽胞を死滅させるには 120℃4 分以上またはこれと同等の加熱殺菌が必要です。100℃程度では、長い時間加熱しても殺菌できません。

【探知】

2 月 22 日 (水) 午後 3 時頃、都内の医療機関から最寄りの保健所に、「5 か月の男児が入院しており、神経症状が出ている。離乳食としてはちみつを与えられているとのことである。」旨、連絡があった。

【調査結果】

- ・ 患者は足立区在住の 5 か月の男児で、2 月 16 日 (木) から、せき、鼻水等の症状を呈していた。
- ・ 同月 20 日 (月)、けいれん、呼吸不全等の症状を呈し、医療機関に救急搬送され、翌 21 日 (火) に別の医療機関へ転院した。
- ・ 患者は、発症の約 1 か月前から離乳食として、市販のジュースにはちみつを混ぜたものを飲んでいました。
- ・ 検査の結果、患者ふん便及び自宅に保管していたはちみつ (開封品) から、ボツリヌス菌を検出した。
- ・ 3 月 15 日 (水)、足立区足立保健所は、「離乳食として与えられたはちみつ (推定)」を原因とする食中毒と断定した。
- ・ 3 月 30 日 (木) 午前 5 時 34 分に当該患者が死亡、当該保健所は、発症から死亡に至る経過等を精査した上で、本日、死亡原因はボツリヌス菌によるものと断定した。

※ ボツリヌス菌及び乳児ボツリヌス症に関する詳しい情報は、福祉保健局のホームページをご覧ください。

◇ボツリヌス菌について

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/micro/boturinu.html>

◇乳児ボツリヌス症について

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/rensai/guide26.html>

問合せ先

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課

電話 03-5320-4410・4402・4405 (ダイヤル)

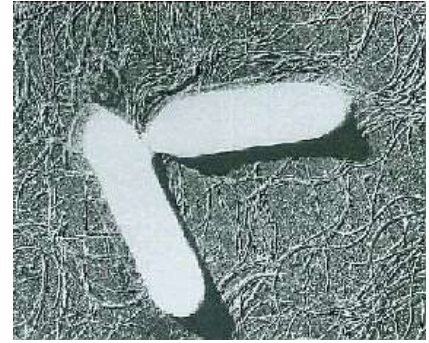
(内線) 34-350・353・382 稲見、大山、高橋

【乳児ボツリヌス症とは】

乳児ボツリヌス症は、1歳未満の乳児にみられるボツリヌス症である。

原因食品と共に体内に摂取されたボツリヌス菌の芽胞（植物に例えると種子の様な耐久型の菌の状態）は、乳児の腸管内で毒素を産生し、ボツリヌス症をひき起こす。乳児の腸内細菌叢が成人と異なるために起こる疾病である。

乳児ボツリヌス症での死亡はまれである。



【症状】

便秘、筋力の低下、哺乳力の低下、泣き声が小さくなる等が認められる。

【原因食品】

乳児ボツリヌス症の主な原因食品は、はちみつである。原因不明の事例も多い。はちみつ以外、原因食品が確認された事例はほとんどない。

【予防方法】

乳児ボツリヌス症の予防は、1歳未満の乳児には、ボツリヌス菌の芽胞に汚染される可能性のある食品（はちみつ等）を食べさせないことである。

【ボツリヌス菌】

ボツリヌス食中毒等のボツリヌス症の原因菌である。ボツリヌス菌は土壌や海、川などの泥砂中に分布している。酸素の少ない環境を好む菌で、芽胞を作る。ボツリヌス菌の芽胞は熱に強く、低酸素状態に置かれると発芽・増殖し、ボツリヌス毒素を産生する。

はちみつ自体はリスクの高い食品ではありません。

1歳未満の乳児にはちみつを与えてはいけませんが、

1歳以上の方がはちみつを摂取しても、本症の発生はありません。

HOME

目次

記事一覧

キーワード索引

操作方法



Vol.8 (1987/11[093])

<通知>

乳児ボツリヌス症の予防対策について

昭和62年10月20日

都道府県 衛生主管

各 政令市 部(局)長殿

特別区 民生主管

ボツリヌス菌を原因とする乳児の特殊な疾患である乳児ボツリヌス症の発生を防止するため、その対策の在り方について乳児ボツリヌス症予防対策検討会(座長:木村三生夫東海大学医学部教授)を設け検討を進めてきたところであるが、今般、報告書の提出があった。

厚生省としては、この報告書をもとに予防対策を講ずることにしており、貴職におかれても下記に留意され、その発生の未然防止に特段の御配慮をお願いする。

記

1. 保健関係者及び医療関係者に対し、本症に関する知識の普及に努めること。
2. 乳児の保育に当たる保護者、乳児を対象とする児童福祉施設等に対し、1歳未満の乳児に蜂蜜を与えないように指導すること。この場合、本症が乳児特有の疾病であり、1歳以上の者に蜂蜜を与えても本症の発生は無いことを十分認識させることとし、いたずらに混乱を招くことのないよう保健関係者及び医療関係者を通じ、適切な指導を行うこと。
3. 医療関係から乳児ボツリヌス症が疑われる患者の血清、便等のボツリヌス菌及び毒素の検査依頼があった場合は、できる限り協力を行うこと。

厚生省保健医療局感染症対策室長
生活衛生局食品保健課長
生活衛生局乳肉衛生課長
児童家庭局母子衛生課長



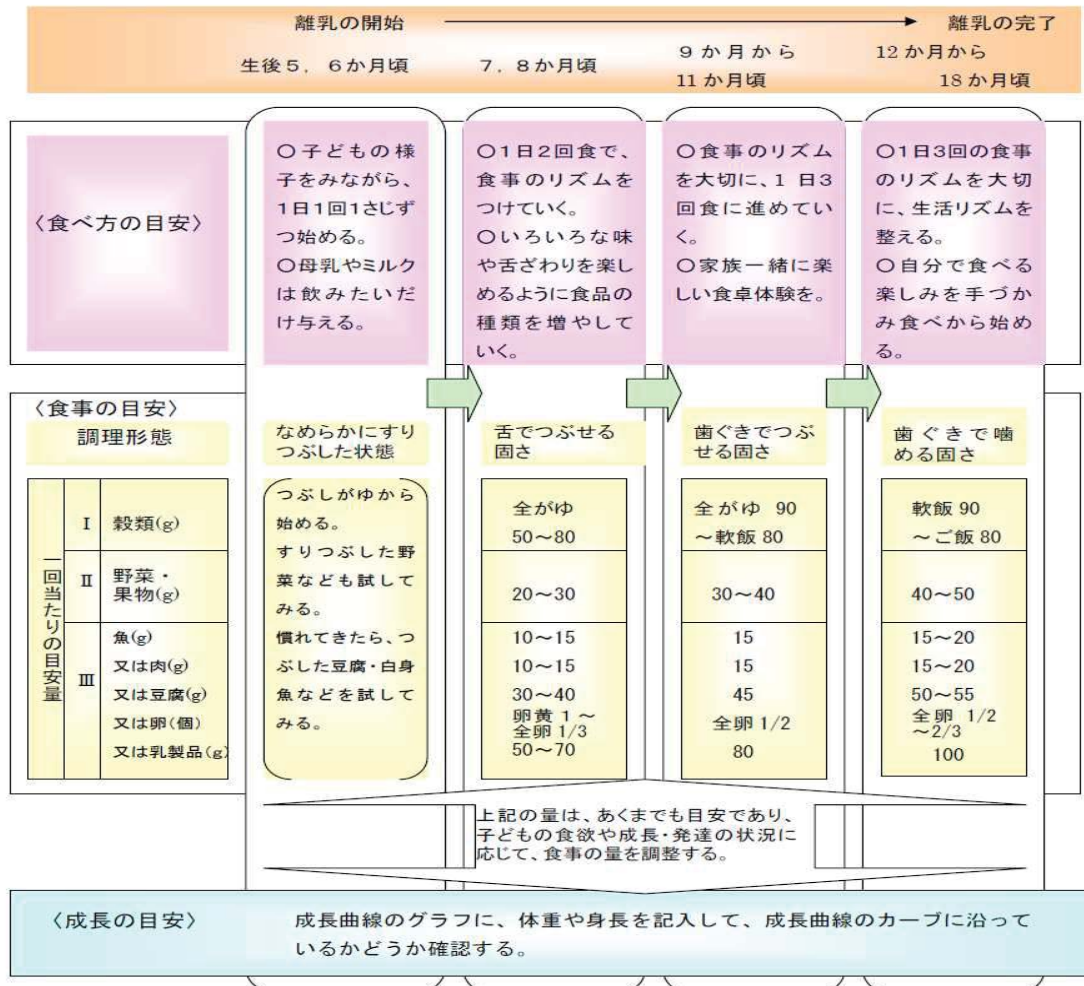
病原微生物検出情報
Infectious Agents Surveillance Report, IASR

国立感染症研究所感染症情報センター

IASR

◎離乳の進め方の目安

子どもの発育、発達の状況にあわせて離乳をすすめましょう。また、生活リズムを身につけ、食べる楽しさを体験していくことができるように工夫しましょう。



注) 離乳食のポイント

ア 食品の種類と組合せ

離乳の進行に応じて、食品の種類を増やしていく。1日2回食に進む頃には、穀類、野菜・果物、たんぱく質性食品を組み合わせた食事とする。ベビーフードを適切に利用することができる。

- ① 離乳の開始では、アレルギーの心配の少ないおかゆ（米）から始める。新しい食品を始めるときには一さじずつ与え、乳児の様子を見ながら量を増やしていく。慣れてきたらじゃがいも、野菜、果物、さらに慣れてきたら豆腐や白身魚など、種類を増やしていく。はちみつは乳児ボツリヌス症を予防するため、満1歳までは使わない。
- ② 離乳が進むにつれ、卵は卵黄（固ゆで）から全卵へ、魚は白身魚から赤身魚、青皮魚へと進めていく。ヨーグルト、塩分や脂肪の少ないチーズも用いてよい。食べやすく調理した脂肪の少ない鶏肉、豆類、各種野菜、海藻と種類を増やしていく。脂肪の多い肉類は少し遅らせる。野菜類には緑黄色野菜も用いる。
- ③ 生後9か月以降は、鉄が不足しやすいので、赤身の魚、肉、レバーを取り入れ、調理用使用する牛乳、乳製品のかわりに育児用ミルクを使用するなど工夫する。生後9か月になっても離乳が順調に進まない場合には、フォローアップミルクの併用もできる。